

日頃より周波数移行業務にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
本紙では、周波数移行に伴う新機器の導入手順についてご案内申し上げます。
是非、新機器導入をご検討頂きます様お願い申し上げます。

① 機種選定

- ・同等運用を確保頂けるようご希望の機種にてご選定頂けます。
- ・ご要望に応じて、各機種のメーカー・販売店担当者より、機器の特徴など詳しくご説明させていただきますので取次会社担当者までお申し出ください。
- ・導入したい機種が決まりましたら、取次会社担当者にご連絡下さい。ご契約手続きを開始させていただきます。

② 取替内容(システム構成等)のご相談

- ・免許人様と機器販売店または工事業者(以下「販売者」と)、現在と同等の運用を確保するために必要な範囲内^{※1}で取替内容(システム構成、増本数、周辺機器、付属品等)について、ご相談をお願い致します。
- ・**※1:同等運用のための必要な範囲について、裏面に詳細な考え方を掲載しております。**
- ・上記でご相談頂いた取替内容について、当協会がご確認させていただきます(必要に応じてご調整)。

③ 取替え内容の決定 ～ 物品売買契約または工事請負契約締結 ～ 免許申請

- ・取替内容のご確認が完了しましたら、新機器導入のための契約^{※2}を「免許人様」「販売者」「当協会」の3者間で締結させて頂き、取替内容を決定致します。

【※2】

工事有無	締結させて頂く契約書	免許人様押印者名義	
		法人	個人
無し	物品売買及び譲渡に関する契約書	売買契約締結の権限を有する方	ご本人様
有り	工事請負契及び譲渡に関する契約書		

- ・契約締結に伴い、旧機器廃棄時期を併せてご相談させていただきます。大変恐れ入りますが、新機器納入時期の2か月後を目途に廃棄をお願いしております。
- ・契約締結後、当協会にて免許申請を実施致しますので、取次会社へ必要書類^{※3}のご提出をお願い致します。

【※3】

免許申請に必要な書類	免許人様押印者名義	
	法人	個人
免許申請に関する「委任状」	代表者様(電波法に基づく)	ご本人様
運用調整機関への情報提供の「同意書」	ご担当者様	

④ 新機器納品・工事完了

- ・契約内容に従い、新機器が納品または工事が実施されれば、免許人様にて納品確認または工事完成検査をお願い致します。問題無い事をご確認頂き、販売者へ必要書類^{※4}のご提出をお願い致します。

【※4】

工事有無	ご提出書類	免許人様サイン者名義	
		法人	個人
無し	検取サイン(日付・署名)頂いた納品書コピー	ご担当者様	ご本人様
有り	検査合格書		

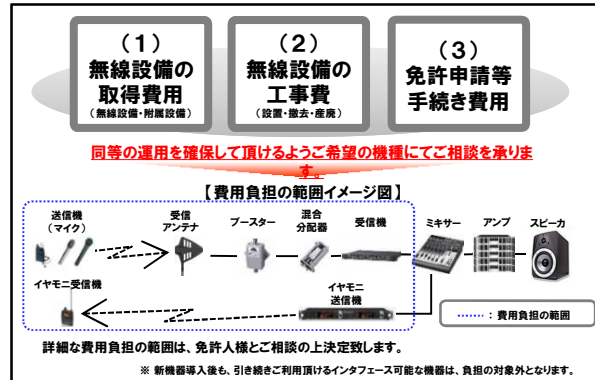
⑤ 免許許可・運用開始

- ・納品時期に併せて免許が許可となるよう当協会が免許申請しております。
- ・免許許可となりましたら、免許状をお渡しします。これにより新機器が運用開始可能となります。

⑥ 旧機器の廃止

- ・新機器の安定運用がご確認頂けましたら、旧機器を廃止させていただきます。
- ・**※旧機器の取扱いは、別紙「新機器導入後の旧機器の取扱いについて」をご覧ください。**
- ・保有されている全ての旧機器の移行(廃棄)が完了しましたら、移行完了報告書のご提出をお願い致します。

＜基本的な費用負担の範囲＞



＜各機器における費用負担 詳細＞

【送信機】

- ・送信機1台を動作させるために必要な附属機器（マイクヘッド、ラベリアマイク、専用充電機、風防、マイクホルダー等）は基本セットとして新品を負担致します。
- ・送信機附属機器予備品（送信機1台にセットとなる附属品とは別に予備で保有している附属機器）については、新機器とインターフェース可能でない場合に新たな附属機器予備品を負担致します。
- ・送信機数量は、原則現在保有機器と同数量を負担致します。ただし、可搬運用を実施するために必要なWS内複数帯域の送信機追加については、現在と同等の運用となるよう数量増加分を負担致します（運用環境をお申し出下さい）。

【旧機器1本は1機種への移行となります。具体的には運用形態、選定された機種毎に以下の通りとなります。】

運用形態	選定機種別の周波数帯	新機器ご負担本数	
①固定型	1.2GHz帯またはWS帯	旧機器1本に対し新機器1本	
②可搬型	1.2GHz帯	旧機器1本に対し新機器1本	
	WS帯	旧機器1本に対し新機器必要本数（同一機種） （複数本のご提供は、WS周波数帯を分割してカバーする機種に限りです） ※対応する受信機も帯域毎に分割される場合、上記と同様となります ※基本セットの附属機器は旧機器1本につき1セットのご提供となります	1本で運用可能：1本 複数本必要：複数本
③移動型	1.2GHz帯	旧機器1本に対し新機器1本	

【受信機】

- ・現行と同受信チャンネル数分の受信機を負担致します。台数は現行台数以下とさせていただきますが、8CH受信機1台を2CH受信機4台に交換する等の場合（※）は受信機台数増加も可能です。
- ※ [現行受信機1台当たり受信CH数 > 新受信機1台当たり最大受信CH数] の場合、受信機台数増を可とし、新受信機には最大受信CH数分のモジュールを搭載のこと。

【アンテナ、ブースタ等】

- ・現行のカバーエリアと同等のカバーが可能となるアンテナ本数を負担致します。
- ホワイトスペース帯は現行マイクよりも周波数が低くなるため、電波伝搬特性は同等以上であることから同数量でカバー可能であり、アンテナ増加不可。
- 1.2GHz帯は、電波伝搬特性上直進性が高くなるため、同数量でカバー不可の場合、アンテナ増加可。

【アンテナケーブル】

- ・インターフェースが合致せず継続利用不可の場合、新品をご負担致します。ただし、インターフェース可能であっても新旧機器の並行運用が必要な場合、新品をご負担致します。

【混合分配器】

- ・現在と同等の受信機構成にするために必要な数量をご負担致します。

＜Q&A＞

- Q1 ホワイトスペース（以下WS）での運用を考えているが、選定機種はWS全域をカバーする送信機が無く、WS帯が3分割となっている。日本全国で運用が必要のため、現行マイク1本に対してWS全域をカバーできる3本を負担してもらいたい。
- A1 WS機種を選定された場合、可搬運用の移動範囲の施設・場所等が1本のWS機器でカバーできない周波数の場合、同等運用確保のためWS複数本をご負担致します。
- Q2 WSチャンネルリスト以外の場所でも突発で運用する必要があるため、WS機種に加えて1.2GHz帯機器も負担してもらいたい。
- A2 現行マイク1本に対して新マイク1機種のご負担が原則となります。1.2GHz帯機器も必要な場合には、現在保有されている現行機器の数量の中でのご対応をお願い致します。（例：現行マイク50本→新マイク30本WS+新マイク20本1.2G）